

滝沢市要介護認定等資料提供事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）に係る資料を介護サービス計画の作成等を行う者に情報提供を行うことにより、要介護保険事業の適切な運営に資することを目的とし、市が管理する資料を提供することについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要介護認定等資料 滝沢・雫石介護認定審査会による審査及び判定に使用した資料のうち、市が保有する一次判定結果等を表出した資料、認定調査票特記事項及び法第27条第3項に規定する主治の医師の意見書（作成した主治の医師の同意があるものに限る。）をいう。
- (2) 介護サービス計画 法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画、同条第24項に規定する居宅サービス計画、同条第26項に規定する施設サービス計画及び第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。
- (3) 介護サービス計画の作成等 次に掲げるものとする。
 - ア 介護サービス計画の作成
 - イ 総合事業における介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成
 - ウ 地域ケア会議における個別事例の検討
 - エ 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における入所に関する特例入所対象者の判定及び施設への優先入所対象者の判定
 - オ その他アからエに類する目的
- (4) 本人 滝沢・雫石介護認定審査会による要介護認定等を受けた者（要介護認定等資料の提供対象者）

第3条 要介護認定等資料の提供対象者は、介護サービス計画の作成等を行う者で、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本人と居宅介護支援の提供に係る契約を締結している指定居宅介護支援事業者
- (2) 本人と居宅サービスの提供に係る契約を締結している指定特定施設入居者生活介護事業者
- (3) 本人と施設サービスの提供に係る契約を締結している介護保険施設
- (4) 本人と地域密着型サービスの提供に係る契約を締結している指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者又は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者
- (5) 本人と介護予防支援の提供に係る契約を締結している指定介護予防支援事業者又は指定介護予防支援事業者から当該介護予防支援の提供に係る委託を受けた指定居宅介護支援事業者

- (6) 本人と介護予防ケアマネジメントの提供に係る契約を締結している地域包括支援センター設置者又は地域包括支援センター設置者から当該介護予防ケアマネジメントの提供に係る委託を受けた指定居宅介護支援事業者
- (7) 本人と介護予防サービスの提供に係る契約を締結している指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者
- (8) 本人と地域密着型介護予防サービスの提供に係る契約をしている指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者
- (9) 第2条第1項第3号エに規定する判定を行うために要介護認定等資料の提供を必要とする指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者

(申出の手続)

第4条 前条各号に掲げる者のうち、要介護認定等資料の提供を希望する者（以下「申出者」という。）は、要介護認定等資料提供申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）に市長が別に定める書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の申出は、次の各号に掲げる場合を除き、要介護認定等資料を市が申出者に提供することについて本人の同意を得ていなければならない。

(1) 本人が介護保険要介護認定・要支援認定申請書の同意欄において、事業者に対し要介護認定等資料を提供することについてあらかじめ同意している場合

(2) 本人から申出者に対する委任状がある場合

(3) 契約書等で個人情報の提供に係る本人の同意を得ている場合

3 本人が身体上の理由等により申出書の本人同意欄に記載できない場合は、代筆者が本人の同意を得た上で本人の氏名を代筆することができる。この場合において、代筆者は申出書に代筆者の氏名及び本人との関係を記入しなければならない。

4 申出者は、第1項に規定する申出を行う場合は、申出者が前条各号に規定する者であることを証する、次の各号に掲げるいずれかの書類を提示しなければならない。

(1) 本人確認書類

(2) 第3条各号に掲げる者であることを確認できる書類

(要介護認定等資料の提供)

第5条 要介護認定等資料の提供は、閲覧又は写しの交付により行うものとする。

2 要介護認定等資料の提供は、本人の要介護認定等の申請に係る滝沢・雫石介護認定審査会の審査及び判定の終了後とする。

3 写しの交付の部数は、同一の申出者につき1部に限るものとする。

4 要介護認定等資料の写しを送付により交付を希望する場合は、郵送に要する費用は申出者の負担とする。

(遵守事項)

第6条 要介護認定等資料の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 記載情報を介護サービス計画等の作成の目的以外の為に使用してはならない。

(2) 提供を受けた要介護認定資料を取扱う者の権限及び責任を明確に定め、記載情報を適切に取扱うとともに、取扱う権限を有しない者による記載情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(3) 記載情報を複製及び第三者へ再提供をしてはならない。

(4) 提供を受けた要介護認定等資料を所持する必要がなくなったときは、遅滞なく当該資料を責任をもって廃棄しなければならない。

(5) 市長から記載情報の取扱に関する報告又は返還を求められたときは速やかに報告又は返還しなければならない。

(遵守事項違反に対する措置)

第7条 市長は、要介護認定等資料の提供を受けた者が個人情報の保護に関する法律及び前条各号に規定する事項を遵守していないと認められる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、要介護認定等資料の提供を行わないことができる。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年3月29日から施行する。

(滝沢市認定調査票等開示事務取扱要綱の廃止)

2 滝沢市認定調査票等開示事務取扱要綱（平成12年滝沢村告示第34号）は、廃止する。